

# 茨城県水産業振興計画

(2016-2020)

～高品質な水産物を供給する力強い茨城水産業の確立～

平成28年3月（策定）

茨 城 県



## 高品質な水産物を供給する力強い茨城水産業の確立

本県漁業は、寒流と暖流が交錯する豊かな海と全国第2位の面積を誇る霞ヶ浦北浦、さらには利根川や久慈川、那珂川、涸沼等の内水面を有し、これらに支えられた豊富な水産資源を適切に利用することで、発展してまいりました。

また、水産加工業についても、サバ・イワシなどの生鮮冷凍水産物やしらす干しをはじめ、輸入原料を用いたタコ製品や塩干品、霞ヶ浦北浦地区のワカサギの佃煮など、特色ある水産加工品が生産され、全国でも有数の加工生産地となっています。

平成23年3月に発生した東日本大震災と福島第一原子力発電所事故により、本県水産業は大きな被害を受けましたが、漁業者・水産加工業者や水産業団体の懸命な努力に加え、被災した漁港や共同利用施設の復旧、徹底した放射性物質の検査、風評払拭キャンペーンなどの取組みにより、一部漁港の復旧工事や放射性物質による一部魚種の出荷制限等が残る中、平成26年の海面漁業生産量は8年ぶりに全国第3位となることができました。

しかしながら、本県の水産業は、漁業者の高齢化や減少、魚価低迷の常態化など、様々な問題に直面しており、今後も、人口減少や少子高齢化に伴う国内市場の縮小、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定をはじめとする貿易自由化の進展などにより国産水産物の価格下落が見込まれるなど、厳しい状況が続くことが予想されます。

一方、地産地消の取組や健康志向の高まり、訪日外国人観光客の増加や海外における日本食ブームの広がり、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開催、TPP協定による関税の撤廃による輸出機会の増大など、追い風となる動きもみられます。

こうした水産業を取り巻く情勢を的確に捉えつつ、平成32年度までに推進する水産業振興の基本方針として、この度「茨城県水産業振興計画(2016-2020)」を策定いたしました。

新たな計画の策定に当たり、熱心にご審議を賜りました水産業振興計画策定検討委員会の委員の皆様をはじめ、意見交換会等でご助言、ご協力いただきました多くの方々に心からお礼を申し上げます。

県といたしましては、今後、この計画に基づき、水産業関係者や市町村の皆様と連携しながら、担い手の確保・育成、高品質な水産物の安定供給、他産業との交流・連携による水産業を核とした地域の賑わいづくりなど、必要な施策を総合的に推進してまいります。

県民の皆様におかれましては、「高品質な水産物を供給する力強い茨城水産業の確立」に向けて、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年3月

茨城県知事 橋本 昌

# 目 次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
<b>第1編 水産業を取り巻く情勢</b>	<b>2</b>
1 水産業を巡る社会経済情勢	2
(1) 社会経済情勢の変化	2
(2) 我が国の水産業を巡る情勢	4
2 茨城県水産業の現状と課題	6
(1) 茨城県水産業の概要	6
(2) 水産業協同組合及び漁業経営	7
(3) 水産業の担い手	8
(4) 資源の維持増大とその管理	8
(5) 漁港・漁場の整備	9
(6) 水産物の消費拡大・流通対策	9
(7) 霞ヶ浦北浦及び内水面の水産業	10
(8) 海洋レジャーの振興	11
(9) 東日本大震災への対応	11
(10) TPP協定への対応	11
<b>第2編 計画の基本方向</b>	<b>13</b>
1 これまでの水産業振興計画の評価	13
2 計画の基本方向	13
3 分野ごとの施策の展開方向	14
(1) 力強い茨城漁業の確立	14
(2) 消費者ニーズに応えた高品質な水産物の供給	14
(3) 交流・連携による漁業地域の活性化	14
(4) 霞ヶ浦北浦・内水面の水産業の振興	15
4 施策体系	16
5 主要目標	17

<b>第3編 主要施策</b> .....	18
第1章 力強い茨城漁業の確立 .....	19
第1節 漁業経営の安定 .....	19
第2節 担い手の確保・育成 .....	20
第3節 水産資源の持続的利用と漁場の整備 .....	21
第4節 水産業協同組合の組織強化 .....	22
第2章 消費者ニーズに応えた高品質な水産物の供給 .....	23
第1節 産地販売力の強化と安全安心な水産物の供給 .....	23
第2節 地魚の県内供給強化と情報発信 .....	24
第3節 水産物の生産・流通拠点となる漁港等の機能強化 .....	25
第3章 交流・連携による漁業地域の活性化 .....	26
第1節 漁業地域のにぎわい創出 .....	26
第2節 水産加工業の振興 .....	27
第4章 霞ヶ浦北浦・内水面の水産業の振興 .....	28
第1節 霞ヶ浦北浦の水産業の振興 .....	28
第2節 霞ヶ浦北浦の漁場環境保全 .....	29
第3節 内水面の水産資源の有効活用 .....	30
<b>第4編 計画の着実な実現に向けて</b> .....	31
1 漁業者及び関係者の役割 .....	31
2 水産業協同組合の役割 .....	31
3 市町村の役割 .....	31
4 県の役割 .....	31
5 県民（消費者）の役割 .....	31

#### 参考資料

計画策定の経過

茨城県水産業振興計画策定検討委員会名簿

茨城県水産業振興計画（2016～2020）の概要

# はじめに

## 1 計画策定の趣旨

県では、平成23年4月に「茨城県水産業振興計画(2011－2015)」(計画期間平成23年度から27年度までの5ヶ年間)を策定(24年5月に東日本大震災への対応のため一部改定)し、「高品質な水産物を供給する元気ないばらき水産業づくり」に向け、様々な施策を推進してきた。

この間、本県水産業を取り巻く状況をみると、漁業者の高齢化や減少、魚価低迷の常態化などの様々な問題に直面しているほか、人口減少や少子高齢化に伴う国内市場の縮小、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定をはじめとする貿易自由化の影響により、今後も厳しい環境が続くことが予想される。

このような状況に的確に対応し、長期的な見通しに立って施策展開の方向を定めることにより、計画的・総合的に水産業の振興を図るための指針として、新たな水産業振興計画を策定するものである。

## 2 計画の位置づけ

新しい「茨城県総合計画」の部門別計画として、本県水産業の振興を総合的に進めていくための計画とする。

この計画の実現に向けては、県及び市町村のみならず、水産業団体をはじめ、漁業者、水産加工業者が連携し、活動を展開するとともに、関連する商工業や観光業等の団体とも積極的な連携を図るものとする。また、県民に水産業の理解と本県水産物の積極的な消費を促すことにより、水産業及び水産物を核とした地域の活性化を期待するものである。

## 3 計画の期間

平成28年度から32年度までの5年間とする。

# 第1編 水産業を取り巻く情勢

## 1 水産業を巡る社会経済情勢

### (1) 社会経済情勢の変化

#### 急激な人口減少と高齢化の進行

我が国では本格的な人口減少社会の到来、高齢化の進行に伴い、経済活動の縮小、地域コミュニティの崩壊、社会生活基盤の劣化など多方面にわたる影響が強く懸念され、さらに一部の自治体においては消滅の可能性が指摘されている。

これらに対応するために、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現できる社会づくり、東京一極集中の歯止め、少子化対策の強化、女性や元気な高齢者の活躍促進、交流人口の拡大などの取り組みを進め、人口減少への対応と地域創生を進めることが求められている。

#### グローバル化と交流の拡大

国際間の輸送・交通手段の高速化やICT（情報通信技術）、科学技術の飛躍的な進歩により、世界経済のグローバル化が進展しており、社会経済システムはもとより、日常生活まで大きな影響を受けている。

また、アジアの新興国の成長等により様々な分野において国際競争が激化する中で、我が国は、産業の一層の高付加価値化、魅力ある観光圏の形成や多文化共生の視点からの地域づくりなどにより、国際競争力を強化することが求められている。

さらには、平成28年2月にTPP協定が正式に合意となり、今後、アジア太平洋地域において巨大な経済圏が実現し、幅広い分野で新しいルールが構築されることから、これらにも対応していく必要がある。

#### 東日本大震災からの復興

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、かけがえのない多くの尊い命が失われるなど、未曾有の被害をもたらした。また、水産業においても、地震と津波により、北海道から千葉県をはじめ、多くの地域で漁船、漁港、共同利用施設及び水産加工施設等に大きな被害が発生した。

発災以来、被災者をはじめ国民全体の努力とともに、政府・地方公共団体は被災からの復旧・復興に取り込んでおり、避難者は47万人から約19万人(平成27年9月現在)に減少するほか、がれき処理は概ね終了し、道路や上下水道などの公共インフラの復旧も概ね計画どおりに

進捗している。また、水産業においても、水産加工施設の再開は約 84 % (平成 27 年 9 月現在) まで回復するとともに、被災した漁港の 96 % (平成 27 年 9 月現在) が陸揚げ可能となっている。

一方、福島県においては、福島第一原子力発電所事故による汚染水対策を含め、廃炉に至る作業には長期間を要するほか、除染や避難指示の解除、避難者の意向に応じた対策などが実施されている。

### **大規模自然災害への対応とインフラの老朽化**

地震や風水害など、大規模自然災害への対応のほか、高度経済成長期以降に集中して整備したインフラの老朽化が進行しており、その対策が求められている。

また、災害に強い国土づくりのため、ソフト・ハード両面において防災・減災対策を進め、災害時でも機能不全に陥らない社会システムの確保が求められている。

### **環境問題**

地球温暖化の進行や生物多様性の危機など地球規模での環境問題とともに、我が国では福島第一原子力発電所事故以降の火力発電増加に伴い、化石燃料の消費増加による温室効果ガス排出量の増大やエネルギー自給率の低下が課題となっている。このため、エネルギー資源を大切にす暮らしへの転換、再生可能エネルギーの導入促進、蓄電池・燃料電池の普及拡大などの取組を進め、環境とエネルギー安定供給と経済が調和した低炭素社会を実現していくことが求められている。

### **価値観の変化とライフスタイルの多様性**

人々の価値観や意識は、スローライフといった言葉に象徴されるように物の豊かさから心の豊かさに重きを置くようになってきており、こうした意識の変化に伴うライフスタイルの多様化が今後も一層進んでいくと言われている。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現し、一人ひとりが自分にあった様々な生き方、働き方などを選択し、個性と能力を發揮できる社会づくりを進める一方で、家族、地域、職場におけるつながりの弱体化や、地域における支え合いの意識の低下なども指摘されており、これらへの対応も求められている。

### **「和食」の無形文化遺産への登録と東京オリンピック・パラリンピックの開催**

「和食：日本人の伝統的な食文化」が平成 25 年 12 月にユネスコの無形文化遺産に登録され、豊富な旬の食材や栄養バランスの取れた食事構成などの特徴を持つ和食文化は諸外国から高い



評価を受けている。

また、平成 32 年 7～9 月に第 32 回夏季オリンピック・パラリンピックが東京で開催されることから、和食への関心の高まりが期待される。

## (2) 我が国の水産業を巡る情勢

### 水産物の消費・需給

我が国の国内向け食用水産物消費仕向け量は、近年の厳しい経済情勢の影響や若い世代を中心とした魚離れにより、平成元年度の 891 万トンを経営ピークに減少し、平成 26 年度には 627 万トンとなっている。さらに、我が国の人口は平成 20 年を経営ピークに減少に転じ、平成 32 年には平成 20 年比で 3%減が見込まれ、その後も減少が加速していくと予測されている。

一方、世界に目を向けると、欧米での健康志向の高まりや、中国等の経済発展により、食用水産物消費は年々増加している。さらに、世界の人口は、アジア及びアフリカを中心に増加し、平成 37 年には約 81 億人になると推測されている。このため、世界的な水産物需要は将来更に高まり、水産物の国際取引価格は大幅に上昇すると予測されている。

### 水産物の輸出

近年、欧米や中国など世界各国で水産物の需要が拡大しており、我が国の水産物輸出は平成 11 年以降増加傾向にあった。福島第一原子力発電所事故前の平成 22 年は、輸出金額 1,955 億円に達していたが、事故後は各国における輸入規制強化等の影響により、1,700 億円台に落ち込んだものの、平成 25 年は 2,216 億円、26 年は 2,337 億円となり、2 年連続で 2,000 億円台に回復している。

また、国では、平成 25 年 8 月に「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を策定し、平成 32 年までに輸出額を全体で 1 兆円とし、うち水産物については、3,500 億円(H24:1,700 億円)に倍増することを目標に、HACCP 取得促進などの品質管理体制の確立や日本の魚のブランディング等により、輸出促進に取り組んでいる。さらに、平成 27 年 11 月 25 日に決定した「総合的な TPP 関連政策大綱」において、平成 32 年の農林水産物・食品の輸出額 1 兆円目標の前倒し達成を目指すこととしている。

### 漁業の置かれている状況

水産物の平均産地価格は、平成 21 年以降、緩やかに上昇傾向で推移しているが、魚種によっては好不漁によって価格に大きな変動が生じている。

また、漁業は支出に占める燃油代の割合が高く、燃油価格によって収支が大きく変化する一方、原油価格は国際的な需給関係や投機資金、為替変動などの影響を受けやすく、近年は不安定な推移を示している。

このような中、沿岸漁業漁家の1世帯当たり漁業所得は201万円（平成25年）で勤労者世帯との所得格差は大きなものとなっているほか、法人経営体においても事業利益が赤字となり資金繰り等も厳しさを増している。

さらに、漁業は天然の水産資源を捕獲するため漁業収入が変動し、経営が不安定になりがちな特性もあって、漁業就業者の減少と高齢化が進み、平成25年の就業者数は、18万人とピーク時の1/4以下となり、65歳以上が35%を占めている。

漁業協同組合においては、事業規模が縮小する中で、事業管理費の削減が進まず、平成25年度には全国の約7割の沿海漁協で事業利益が赤字であり、その総額は全体で16億円となるなど、組合の経営も極めて厳しい状況にある。

### **流通・加工をめぐる動き**

水産物の流通経路をみると、産地と小売業者が直接取引を行うなど取引の多様化が進み、消費地市場経由は約6割と最大のシェアを占めているものの、その割合は減少傾向で推移している。また、その取引の方法も相対取引が増加するなど、水産物流通における市場の役割が変化してきている。

水産加工業については、平成25年の出荷額は3兆227億円で食品製造業の総出荷額の12%を占めており、漁業地域の基幹産業として重要な役割を占めているが、その生産量は消費低迷や事業所の減少、原料供給の不安定化等を背景に、総じて横ばい又は減少傾向にある。また、従業員が20人に満たない小規模・零細な事業所が全体の8割を占めており、1事業所あたりの出荷額も食品製造業界全体の中では低い水準にある。このような状況から水産加工業では、経営の合理化などによる事業基盤の強化に加え、消費者ニーズを踏まえた、食品の安全対策や食の簡便化への取り組み・地域食材を活用した商品づくり等への対応が求められている。

### **食の安全・安心志向の高まりと消費者の意識**

産地や原材料などの偽装表示、メニューや料理における不適切表示、人体に有害な化学物質を含む輸入食品などの問題が発生しており、安全・安心な食品に対する消費者の関心が高まっている。

また、水産物の国内消費は減少しているが、消費者は地産地消の取り組みや、新鮮でおいしい水産物に魅力を感じており、国産水産物に対する潜在的な需要が存在している。さらに、「魚離

れ」の要因となっている「魚料理は調理したり食べたりすることが面倒なもの」というイメージに対応した食の簡便化への取り組みや商品づくりが必要となっている。加えて、漁業と観光との連携や地域資源を活かした活動にも関心が高まっており、このような消費者のニーズを捉え、魚食の普及を通じた消費拡大が重要となっている。

### **漁業や漁村が持つ地域資源を活用した6次産業化**

漁業・漁村は、新鮮な水産物、優れた自然環境、水辺のレクリエーションの場、伝統文化等、様々な魅力を有している。これら地域資源を活用し、水産加工、水産物直売、漁家レストラン、漁家民宿、漁業・漁村体験等の新事業を創出する6次産業化の取り組みが盛んになってきている。

## **2 茨城県水産業の現状と課題**

### **(1) 茨城県水産業の概要**

#### **茨城県の地理的特徴**

茨城県は太平洋に面し、沖合では親潮と黒潮が交錯して流れ、沿岸ではこれら海流から派生する分枝と沿岸水が混合する水域が形成され、マイワシやカタクチイワシ、サバ類、サンマ、カツオ、シラス、イカナゴ等の寒流性、暖流性魚類の混在する好漁場となっている。また、本県の海岸線は、湾部がほとんどなく南北に約190 kmに及び、那珂川を境に、北部はアワビ等の漁場となる磯場、南部は二枚貝（鹿島灘はまぐり、ホッキガイ等）の漁場となる砂浜が多い。また、沿岸域に分布する天然礁は、スズキ、ヒラメ、カレイ等の漁場となっている。

一方、内水面では、全国第2位の面積を誇る霞ヶ浦北浦、涸沼や牛久沼等の湖沼、利根川や那珂川、久慈川等大小227の河川がある。霞ヶ浦北浦は、海跡湖であることから水深が平均4 mと浅く、古くから漁船漁業によりワカサギやシラウオ、ハゼ類、テナガエビ等が漁獲されている。また、網いけすによるコイ等の養殖業も盛んである。涸沼は全国有数のシジミ漁場であり、久慈川や那珂川等ではアユの漁獲が多い。

#### **茨城県水産業の全国的地位**

本県では、高い漁業生産力を活かして様々な漁業が営まれ、平成26年の海面漁業生産量は22万3千トンで全国の約6%を占め、8年ぶりに全国第3位となった。本県の生産量の9割はまき網漁業で漁獲されるサバ類やマイワシ、カタクチイワシ等の比較的低価格の浮魚が占めて

おり、生産額(H25)は約 189 億円で全国第 17 位となっている。

内水面漁業は、霞ヶ浦北浦ではワカサギ（全国第 2 位）、シラウオ（全国第 2 位）、テナガエビ（全国第 1 位）、涸沼ではシジミ（全国第 3 位）、久慈川・那珂川ではアユ（全国第 1 位）が主に漁獲され、平成 26 年の内水面生産量は 2,352 トンで全国第 4 位の地位にある。また、霞ヶ浦北浦では昭和 40 年代からコイ養殖が盛んになり、生産量は長い間全国第 1 位、全国シェアの半数を占めるほどであったが、平成 15 年にコイヘルペスウイルス病が発生し、コイ養殖は休業を余儀なくされた。その後、本病に耐性を持つコイの種苗生産技術が確立され、平成 21 年 4 月から再開に至り、平成 26 年の生産量は同病の発生以前よりは減少したものの全国第 1 位に復活した。

水産加工業については、沿海地区では生鮮冷凍水産物のほか、サバ類やイワシ類を用いた塩蔵乾製品、輸入原魚を用いたタコ製品等、特色を持った加工製品が生産されている。一方、霞ヶ浦北浦地区ではワカサギやシラウオ、テナガエビ、ハゼ類を原料とした佃煮等の伝統的な水産加工品の生産が盛んである。水産加工品生産量は約 17 万 7 千トン（平成 26 年）で全国第 4 位となっている

流通面では、常磐自動車道、北関東自動車道及び圏央道などの道路整備が進み、首都圏への流通が促進されるなか、水戸市公設地方卸売市場においては、栃木県や群馬県など近県への中継市場の役割を担い始めている。また、用途別には、食用向けの水産物では、主に首都圏を中心とした消費地市場に出荷され、一方、非食用向けでは、関西や四国・九州方面などに出荷されている。

輸出については、近年、サバ類・イワシ等の冷凍品が伸びていたが、平成 23 年の福島第一原子力発電所事故による各国の輸入規制強化等の影響により、主な輸出先であるエジプトや中国等への輸出がほぼ休止したことから、一時は大きく減少した。しかし、その後回復し、平成 25 年には主に東南アジアやアフリカ向けに輸出され、輸出総量は 2 万 5 千トン程度と推測されている。このほか、タコ・イカ加工品が米国や東南アジア向けに輸出されている。

## （２）水産業協同組合及び漁業経営

茨城県内の漁業協同組合の状況を見ると、この 10 年間（平成 16 ～ 25 年）で沿海漁協の組合員数は新規加入者の減少や高齢化等により 23 %減少し、事業利益も赤字が継続する等、経営基盤が脆弱化し、大変厳しい経営状況に陥っている。さらに将来的に組合員数は確実に減少することや多くの組合で脆弱な事務局体制が問題となっている。このことから、事業や組織の統合による経営の合理化、事業収益の確保、漁協直営食堂等の新たな事業展開による組

織・経営基盤の強化が必要となっている。

本県漁家の漁業所得は、主要対象資源の動向により大きく変動する特徴があり、さらに魚価低迷の常態化等が漁家経営をさらに圧迫している。

3～5トン階層の沿岸漁家の漁業所得は、ピーク時となる平成5～9年の平均が867万円に対し、平成15～17年の平均は402万円となっており、その後さらに減少しているとみられることから、漁業収入の増大、経費の削減に加え、新たな所得機会の確保などにより、経営を改善していくことが必要となっている。

### (3) 水産業の担い手

海面漁業の経営体数はこの10年間（平成16～25年）で約3割減少するとともに、海面漁業就業者も減少傾向にあるが、男性の減少の一部は女性の新規就業で補われている。個人経営体の基幹的従業員の年齢構成は、この10年間60歳以上が全体の6割を占める状況が固定化している。

新規漁業就業者は、個人経営が主体の沿岸漁業では、漁船の取得等に要する多額の初期投資や早期の漁業技術の習得が困難なこと等が障壁となり、漁家子弟以外の者が就業することは極めて希である。まき網漁業など、乗組員として雇用されるタイプの漁業就業は、近年は海洋高校卒業生の採用が増えてきたが、いまだ縁故による採用も多い。

今後、担い手対策を水産業全体の課題としてとらえ、関係者が連携して対応していく必要がある。

一方、新たな取り組みとして、平成27年4月から、はさき漁業協同組合のまき網や底びき網漁業がインドネシアからの外国人技能実習生を受け入れている事例もある。

### (4) 資源の維持増大とその管理

沿岸漁業については、栽培漁業基本計画（平成27～28年度）に基づき、ヒラメ、アワビ等の種苗生産と放流に取り組んでいる。ヒラメでは大量放流開始後、漁獲量が安定するようになり、アワビでは漁獲物に占める放流種苗の割合が4～8割を占めるなど一定の成果がみられている。

本県特産の鹿島灘はまぐりについては、漁業者による厳格な資源管理が行われてきたものの、平成6年以降大規模な資源の加入がみられず漁獲量が激減し、資源回復が重要な課題となってきたが、平成21年以降の発生群が近年漁獲対象として加入するようになり、今後、生態や適正な生息環境の解明と併せ、加入資源の持続的利用を図る必要がある。

沖合漁業については、大中型まき網漁業において、マイワシ・サバ類等の総漁獲量の管理を行う TAC 制度が定着し、平成 27 年には北部太平洋海区におけるサバ類の漁獲枠を船団毎に割り当てる IQ 制度の導入試験が全船団で行われている。

資源管理による資源の有効利用・持続的利用のため、定着性資源については、現存量・新規加入量調査と資源評価、回遊性資源については、資源動向の把握と操業の効率化につながる漁況予測の精度向上に取り組む必要がある。

#### (5) 漁港・漁場の整備

県内の漁港は、一部を除き、東日本大震災の被害から復旧している。引き続き、未復旧の漁港の整備を急ぐとともに、老朽化した施設や地震津波に耐えることが困難な施設について、長寿命化や災害に強い構造に改修していくことが必要である。

また、漁業情勢等の変化により、施設の利用形態の見直しが必要な場合や、未利用となっている漁港の用地については、市町が行う地域活性化の取り組みや防災関連事業を対象として柔軟な利用を検討することが必要である。

漁場については、水産資源の増大や効率的な操業により、漁業生産・収入増に寄与するため、人工魚礁による漁場造成、餌料発生及び幼稚魚や磯根資源の育成の場となる増殖場の造成を進める必要がある。一方、海岸侵食の進行により、県北部の崖海岸では海食洞の拡大などが見られ、県土を保全するための対策が必要となっており、鹿島灘では砂浜の侵食が進み、生息環境の悪化によるハマグリ資源の枯渇が危惧されていることから対応が求められている。

#### (6) 水産物の消費拡大・流通対策

本県沿岸は、豊かな漁場に恵まれ、大消費地である首都圏に近いことから、これまで水産物の販売に力を注ぐ意識が希薄であった。このため、全国有数の生産県でありながら、消費者が本県産主要水産物と認識している魚種は、アンコウが約 7 割の認知割合であるほかは、1～2 割程度と低く、県産魚の PR が必要である。また、近年は、本県沖で漁獲される主要魚種の多くで産地の価格が低下しており、産地販売力の強化や産地魚価の向上が喫緊の課題である。

従来より、大中型まき網漁業など、漁場の形成状況によって広範囲を操業する漁船は、漁場の位置や価格形成の条件によって県外に水揚げすることも多いが、近年、底びき網や小型漁船が銚子漁港等に水揚げすることも多くなってきている。自港水揚げの減少は、周辺の水産加工業等にも影響を及ぼすことから、自港水揚げの促進と他県船の水揚げ誘致を進める必要

がある。

一方、県内最大の消費地卸売市場である水戸市公設地方卸売市場における本県産鮮魚の取扱量やシェアは増加傾向にあるものの、量販店等からは更なる取扱量の増加や継続性を求められており、改善を図ることで消費拡大や地産地消の進展が期待できる。

水産加工業においても全国で有数の生産県でありながら、加工が盛んな地域というイメージが薄いことから、いばらきブランドのイメージ向上を図っていく必要がある。

さらに水産物の消費量は減少傾向が続いていることやTPP協定の影響により安価な輸入畜産物への消費動向の変化等が懸念されることから、「茨城をたべよう運動」の積極的な推進など、消費拡大の取り組みを進める必要がある。特に若い世代の消費量が少ないことから、食の簡便化への対応や食育を進める必要がある。

加えて、水産エコラベル制度や地理的表示保護制度などを活用した価値ある製品のブランド化を推進する必要がある。

#### (7) 霞ヶ浦北浦及び内水面の水産業

霞ヶ浦北浦においては、魚類の産卵育成場となる水生植物帯が長期間にわたって減少している。さらに、外来魚のアメリカナマズによる食害等の被害が生じており、早急な対策が求められている。

このような状況の下、霞ヶ浦北浦の漁業生産量は、魚種組成を変化させながら、長期的に減少傾向が続き、また、沿海地区と同様、漁業者の高齢化や減少が課題となっている。

水産物の流通については、沿海地区と異なり、産地市場がないため、取引先である地元の水産加工業者との相対取引がほとんどを占めている。

ワカサギについては、近年、資源の回復がみられているが、これまでに加工原料の安定確保のために輸入への依存が進んだことや、原発事故の風評等もあり、地元産のワカサギが十分に活用されていない状況にある。

一方、霞ヶ浦北浦でのコイ養殖業は、全国一の生産量を上げていたが、コイヘルペスウイルス病の発生により休止を余儀なくされた。その後、耐性コイの生産技術の開発等を経て、養殖が平成 21 年から再開され、平成 25 年には同病の既発生水域間の活魚移動が条件付きで認められることとなったが、生産量はピーク時の 1/8 まで落ち込むなど、コイの消費低迷と飼料価格の高騰等により経営は厳しい状況にある。

内水面では、アユについては、カワウや外来魚による食害や、遊漁料収入の減少に伴う増殖経費の確保が課題となっており、カワウの追い払いや外来魚駆除、産卵場造成などの放流

に代わる効果的な増殖手法の開発・普及等による資源増大対策が求められている。また、資源変動の激しいシジミにおいても、安定した漁獲に向けた増殖対策などの取り組みが必要である。

さらに、新たに漁業権対象種としたサクラマスを活用した地域振興策等を支援する必要がある。

#### **(8) 海洋レジャーの振興**

心の豊かさに重きを置くようになったライフスタイルを背景に、優れた自然環境や水辺のレクリエーションの場などを求め、都市住民が本県を訪れている一方で、一部の水辺が漁場や育成場と重複することから、釣り人や潮干狩り客と漁業者との間でトラブルも生じている。

一方、遊漁船や体験漁業は、漁業所得外の貴重な収入となっていることから、集客活動や地元市町・観光部局との連携を支援し、漁業との共存を図りつつ、海洋レジャーを地域の振興につなげていくことが必要である。

#### **(9) 東日本大震災への対応**

東日本大震災の被害から復旧していない一部漁港の整備を急ぐとともに、風評等の影響により、県北臨海地域の入込客の回復の遅れや一部の遊漁船業者における客離れが見られることから、県北臨海地域を始め、県内の前浜のにぎわい作りを支援する必要がある。

平成 26 年 2 月に実施した消費者意識調査では、震災後、本県水産物を買控えた人のうち約 6 割が買控えをやめたものの、全体の 1 割が購入を控えているなど風評が残っていることから、放射性物質のモニタリングの継続と迅速な公表により、本県水産物における安全性の理解を促し、本県水産物の販売促進を図る必要がある。また、水産加工業においては、震災前と同程度に売上げが回復した業者が平成 27 年当初で 4 割に留まることから、販売促進や販路開拓への支援が必要である。

#### **(10) TPP協定への対応**

平成 28 年 2 月に TPP 協定が正式に合意となり、今後、アジア太平洋地域において巨大な経済圏が実現し、幅広い分野で新しいルールが構築される。

水産物の輸入については、海藻類の関税は維持されたものの、海藻以外の関税は品目によって即時あるいは段階的に撤廃されることとなった。

水産物の関税率は貿易加重平均で 4 %程度と低く、高率の関税で保護されている他産業に



比べれば、直接的な影響は小さいと考えられるものの、関税撤廃となった品目の価格下落や水産物から安価な輸入畜産物へのシフトが懸念される。また、平成27年12月に国が発表した農林水産物の生産額への影響については、水産物の生産減少額は、約174～約347億円と見込まれており、本県水産物についても、同様の方法で試算したところ、約2～約4億円の生産減少が見込まれる結果となった。

このため、長期的な影響に対し、持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進める一方で、消費拡大の取組を推進するほか、本県水産物のブランド化や付加価値向上に取り組む必要がある。

他方、輸出については、輸出先における関税の撤廃や削減により、現地での価格競争力が高まり、取引拡大が期待されることから、輸出促進の取組を強化する必要がある。

## 第2編 計画の基本方向

### 1 これまでの水産業振興計画の評価

現行の水産業振興計画について、その終了年度1年前の平成26年度に進捗の評価を行い、その結果を踏まえ、次期計画の策定作業を開始した。

評価の方法は、各章各節に掲載されている施策について、「実施」から「未実施」まで実施状況に応じて5段階で評価し、実施状況が進んでいないものは、その要因を分析した。

その結果、「実施」及び「概ね実施」と評価されたものは、全体で約7割であった。一方、実施状況が進んでいない残り3割については、東日本大震災からの復旧・復興を優先したことから、本格的な実施に至らなかったことなどが理由としてあげられる。

また、主要指標の推移については、総合的指標とした「漁業生産額」と沿岸漁業者の経営指標とした「1000万円以上の個人経営体数」は平成26年時点で、平成27年の目標値をそれぞれ超えている。また、「漁業生産額のうち20トン未満船の階層」と県内への水産物供給状況の指標とした「水戸市場における本県産鮮魚のシェア(金額ベース)」は、目標値に向け、増加傾向にある。

さらに、これまでの間、①平成26年の海面漁業生産量は、22万3千トンで、北海道、長崎に続き、8年ぶりに全国第3位となったこと、②東日本大震災後に再オープンした大洗町漁業協同組合の直営食堂「かあちゃんの店」は連日にぎわいを見せ、年間10万人以上が訪れており、大津漁業協同組合市場食堂も来店者数が回復してきていること、③水産試験場が開発した鮮度管理技術を用いた生食用シラス凍結品の「海の輝き」(商標登録)は、需要が供給を超え、新規の取引を控えるほどの人気を博していること、④霞ヶ浦北浦のワカサギについては、資源量に見合った利用が進まない面があるものの、その資源は回復し、近年安定した漁獲がなされていること、⑤平成24年度から久慈川、平成27年度から那珂川において、一般公募者への特別採捕許可によるサケ釣り調査が開始され、首都圏から日帰りでサケが釣れる場所として人気があり、宿泊客も年々増加し、地域の活性化につながっていることなど、明るい話題や新たな動きが出てきている。

このように、本県水産業は、東日本大震災からの復旧期という厳しい環境におかれる中で、現行の水産業振興計画のテーマであった「高品質な水産物を供給する元気なばらき水産業づくり」について、一定の進展が見られた。

### 2 計画の基本方向

本県水産業は、東日本大震災で大きな被害を受け、未だ一部漁港の復旧整備を進めているほか、放射性物質による一部魚種の出荷制限や風評が残っている。このように復興道半ばの状況にあるが、これからはこれを契機に、より力強い茨城水産業の確立を目指すことを方向とする。

力強い茨城水産業の確立には、本格的な人口減少社会が到来し、高齢化が進行している中においても、人材、担い手の確保育成が不可欠である。

さらに、現行の計画から位置づけた、「旧来の漁業生産活動にとどまるのではなく、生産者自らがいかに消費者ニーズに応え、高品質な水産物を県民等に供給していくかという

視点」を継続して、高品質な水産物の安定供給を行っていかねばならない。

同時に、漁業地域においては、他産業との交流・連携をさらに推進し、水産業を核とした地域の賑わいを図ることにより、漁業者における所得確保の機会の創出や地域全体の活性化につなげていくことが重要である。

加えて、平成 28 年 2 月に正式に合意となった TPP 協定による影響を低減するための対策を着実に実施していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、計画の基本方向として「高品質な水産物を供給する力強い茨城水産業の確立」を掲げ、その実現に必要な施策を総合的に推進していくこととする。

### 3 分野ごとの施策の展開方向

施策の展開方向を、主に海面について「漁業・水産資源・組織」、「流通・消費」、「地域の活性化」の 3 分野に区分し、「霞ヶ浦北浦・内水面」を加えた 4 分野において、展開していくべき施策を整理した内容は、次のとおりである。

#### (1) 力強い茨城漁業の確立

漁業者が将来にわたって持続的に漁業経営が営めるよう、漁業収入安定及びコスト対策の活用や金融支援など経営安定対策の推進、漁獲物の付加価値向上等により、もうかる漁業への転換を進める。

また、漁業の担い手確保育成について地域全体の課題としてとらえ、漁業就業者確保育成センターの運営や海洋高校との連携を通じて、その推進を図る。

同時に、栽培漁業や資源管理型漁業の推進、漁業調整・秩序維持、藻場など漁場の整備を進め、水産資源の増大と持続的利用を図る。

一方、水産業協同組合については、事業統合、人材の育成などにより組織基盤の強化を図り、積極的な事業展開を推進する。

#### (2) 消費者ニーズに応えた高品質な水産物の供給

高品質で消費者に求められる水産物を安定的に提供していくため、産地市場の機能分担や柔軟な運営体制の構築、販売・営業力の強化、価値ある製品のブランド化など、産地販売力の強化に取り組む。

同時に、旬の水産物の情報などを適時適切に発信することにより、地産地消と食育を推進し、地元の水産物の消費拡大を図る。

併せて、漁港や市場など水産物流通に関連する施設の機能維持や衛生管理を強化し、安全安心な水産物を提供する。

#### (3) 交流・連携による漁業地域の活性化

漁業者と水産加工業者や観光商工業者などとの連携を深め、水産物を活用した特色ある料理、土産品の開発等を進めることにより、観光客の購買意欲や誘致を促し、漁業地域全体の賑わいを通じて、漁業者の所得確保の機会を創出する。

また、遊漁船業の振興や体験漁業等の取り組みを支援し、漁業者の兼業機会としての活

用とともに、県民の漁業や地域文化に対する理解を深める。

水産加工業においては、個性豊かな加工品の開発や、販路開拓、PRを推進し、地域ブランドとしてのイメージアップを図るとともに、輸出拡大を促進する。

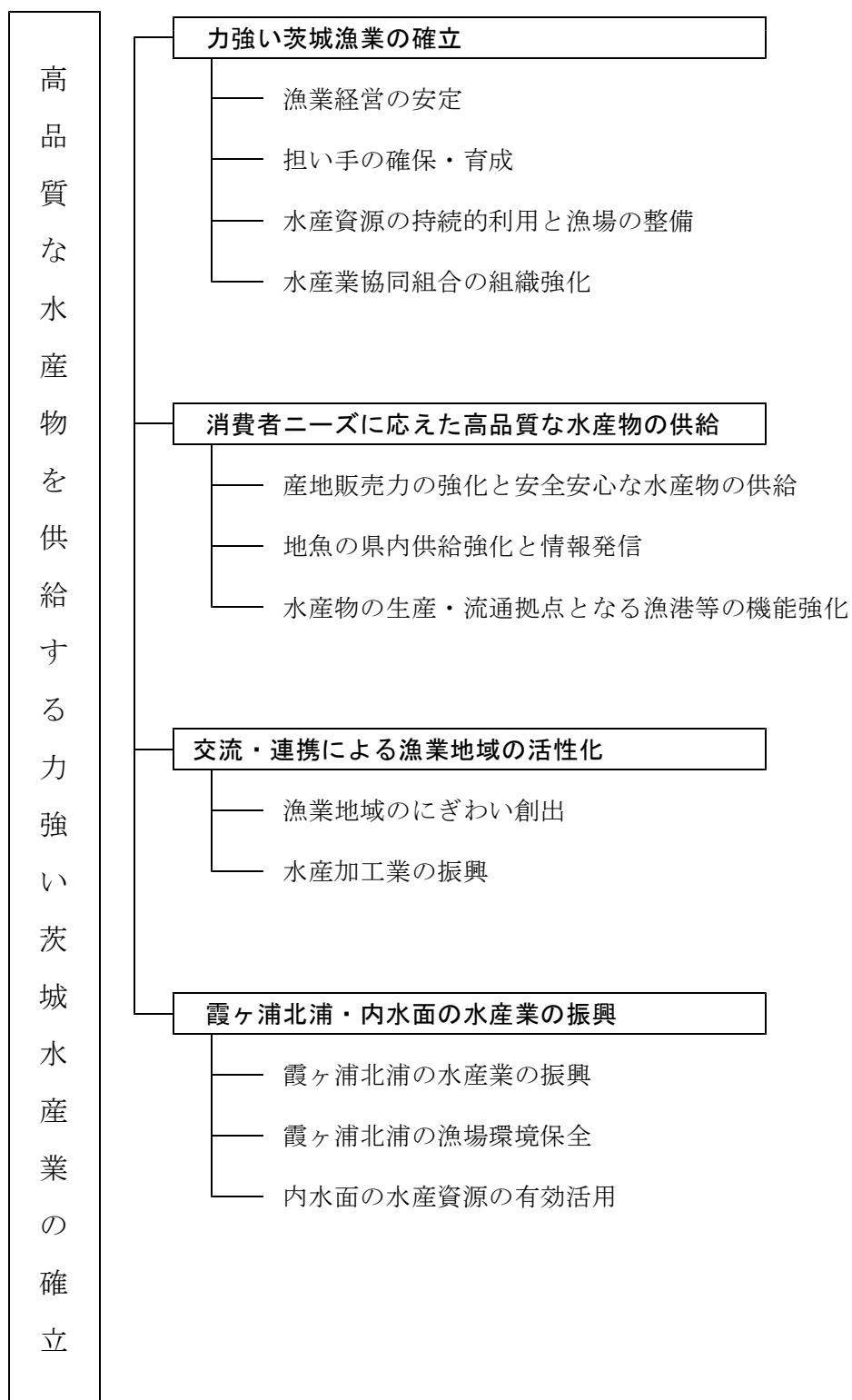
#### （４）霞ヶ浦北浦・内水面の水産業の振興

霞ヶ浦北浦におけるワカサギなど主要魚介類について資源管理型漁業を推進するとともに、新たな販路開拓により需要の拡大と魚価の安定化を図る。併せて、農業を兼業する漁家も多いことから、農業団体等と連携した担い手の確保対策を進める。

網いけす養殖業については、コイの消費拡大対策や飼料価格高騰への対策を図るとともに、環境に配慮しつつ、協業化も含めた網いけす養殖業の経営改善対策を推進する。

また、川や湖における漁場環境の保全については、外来魚駆除やカワウ被害の防止、放流に代わる効果的な増殖手法の開発・普及、水生植物帯の造成などの対策を進めるとともに、水質の浄化や憩いの場としての役割など漁業や水辺の持つ多面的な機能を守る活動やその意義を啓発する活動を支援する。

#### 4 施策体系



## 5 主要目標

本水産業振興計画の代表的数値目標として、総合的指標として「本県海面漁業生産額」、沿岸漁業者の経営指標として「漁業収入が1,000万円を超える沿岸小型船経営体数」、県内への水産物供給状況の指標として「水戸市公設地方卸売市場における本県産鮮魚のシェア」の3事項を設定した。

指標名	単位	これまでの状況					目標値 (H32)
		H22	H23	H24	H25	H26	
海面漁業生産額 (うち20ト未満船階層)	百万円	18,857 (5,094)	12,939 (3,732)	14,143 (4,285)	17,281 (4,761)	21,857 (4,690)	22,000 (5,400)
漁業収入が 1,000万円以上の 沿岸小型船経営 体数	経営体	130	147	128	138	154	166
水戸市公設地方 卸売市場におけ る本県産鮮魚の シェア(金額ベ ース)	%	10.2	11.5	12.3	12.9	13.5	16.0

## 第 3 編 主 要 施 策

# 第1章 力強い茨城漁業の確立

## 第1節 漁業経営の安定

○目 標  
 漁業経営安定制度及び制度資金・融資保証制度等の活用を進めることで極端な収支変動の抑制と資金融通の円滑化を図るとともに、計画的な収益性改善の取組を支援することにより、漁業経営の安定を目指します。  
 また、漁海況予測や操業に関する技術の向上と開発・普及等に努めるとともに、漁業経営体の規模や体制についても検討を加え、経営の効率化を推進します。

○施策の展開方向

1. 融資については、利用者のニーズを反映し、制度資金の見直し等で利便性を向上させるとともに、漁業信用基金協会の組織基盤の強化を図ることで資金の融通と信用保証制度の活用を円滑化し、漁業経営の安定と漁船・機器等の計画的な更新等を図ります。
2. 浜の活力再生プラン（地区ごとに策定される漁業の収益向上や地域振興等に関する計画）の策定と当該計画に沿った活動の実践を支援し、操業や販売の工夫等の特色を伸ばすことで浜の活性化を図ります。
3. 漁海況予測精度及び漁場探索技術等の向上を図り、そこで得られた情報を効果的に発信することで回遊性資源を対象とする漁業の効率的な操業を支援し、経費の削減を図ります。
4. まき網漁業については、資金の円滑な融通と収益性改善のための実証事業等に対する支援に加え、資源量予測や漁場形成に関する情報提供等により、経営安定を図ります。
5. 鮮度管理手法の改善による漁獲物の付加価値向上や国の研究機関等と連携した省力・省エネ操業のための新技術の開発普及などにより、漁業経営の改善を図ります。また、有害生物等による漁業被害の防止・軽減対策を進めます。
6. 資源変動等に柔軟に対応するために、沿岸漁業経営体が行う複数漁法の組み合わせ操業や遊漁との兼業化等の取組を支援するとともに、適正規模の装備や省燃油機器等の導入を推奨することで設備投資や維持費の負担を低減し、経営安定を図ります。
7. 沿岸漁業において、経営体の継続性向上と経営の多角化等による安定を図るため、個人経営体から一定の規模を有する法人への転換・統合・拡充方策や、新たな法人経営体の参入等の可能性について検討します。
8. 資源管理の推進と漁業の収入安定を目的とした漁業共済制度及びコスト対策を目的とした漁業経営セーフティーネット構築事業の活用を引き続き推進し、計画的な資源管理の実践と漁業経営の安定を図ります。

○数値目標

指 標 名	単 位	これまでの状況					目標値 (H32)
		H22	H23	H24	H25	H26	
漁業収入が 1,000 万円以上の沿岸小型船経営体数	経営体 (割合)	130 (40%)	147 (55%)	128 (54%)	138 (59%)	154 (60%)	166* (65%)

※ H27年の沿岸小型船の漁獲共済対象経営体数は284。従来のすう勢どおり年間2%減でH32まで推移した場合、対象数は256となる。



## 第2節 担い手の確保・育成

### ○目標

漁業就業者の減少と高齢化に対応するため、漁家子弟による経営の承継に加え、外部からも就業しやすい環境づくりを進めます。

また、地魚の加工・販売事業への参入など、先進的な漁業者グループ等による活動を支援し、幅広い視野を持った地域のリーダー・優れた経営者となる担い手を育成します。

### ○施策の展開方向

1. 漁業への就業を促進するため、漁業就業者確保育成センターと沿海漁協等との協働による求人・求職情報の収集及び発信等の機能を強化し、求職者と漁業経営者とのマッチングを図ります。さらに、(一社)全国漁業就業者確保育成センターとの連携に必要な県域受入機関を設立します。
2. 漁業経営の安定を図り、漁家子弟や新規就業者の受入れができるよう、共同経営や法人経営への移行、漁協による漁船リース事業や自営漁業の導入、地元企業による漁業経営への参入等について、地域ごとに話し合いを進めます。
3. 後継者のいない漁業者が新規参入者に経営を継承できるよう、技術の伝承を行う「第三者継承」や、地域ごとに意欲ある漁業者が自営漁業者を育てていくための仕組みづくり、後継者が育つまでの一時的な労働力不足を解消するための仕組みづくりに取り組みます。
4. 新規就業者の定着を支援するため、経営に必要な資金の融通や、沿海漁協、市町村、県が連携した受入体制、フォロー体制の整備に取り組みます。
5. 地域のリーダーとして、経営感覚に優れ、幅広い視野を持った担い手を育成するため、漁業士などの活動を支援するとともに、漁業研究会や漁協女性部などを対象に、研修会、新技術の普及、他産業との交流活動等を実施します。
6. 意欲的な青年漁業者グループや女性企業化グループ等が行う漁業経営の改善や水産物の加工・販売など、先進的でモデル的な取組を支援します。
7. 海洋高校及び水産業界と連携して、海洋高校生の現場実習や専門家による講習など、漁業就業に必要な実務的知識・技能を得るための取組を支援し、本県漁業への就業促進を図ります。
8. 水産業に対する知識や関心を高め、将来的な就業を動機づけるため、海洋高校や大洗水族館等と連携して、小中学生を対象とした漁業体験学習等を実施します。

### ○数値目標

指 標 名	単 位	これまでの状況					目標値 (H32)
		H22	H23	H24	H25	H26	
海洋高校卒業生の県内漁業就業者数*	人	7	8	4	8	9	12
新規就業者数(沿岸漁業)	人	12	4	5	7	6	10

※県立海洋高校卒業生(非漁家出身)のうち、県内漁業経営体に就業した人数

### 第3節 水産資源の持続的利用と漁場の整備

#### ○目標

資源評価の精度向上や管理方策の提言により資源管理型漁業を支援するほか、重要魚介類の好適生息環境の把握、栽培漁業の継続、藻場の造成や人工魚礁の設置等の取り組みにより、水産資源の持続的な利用と漁場の整備を進めます。

#### ○施策の展開方向

1. 主要な水産資源の資源量調査や変動要因の解明、海洋環境のモニタリング調査等、精度の高い資源評価により、資源の持続的利用の提言や漁業者が実践する資源管理型漁業を支援します。また、必要に応じ漁業調整規則などの漁業制度の改正を行うとともに、他県を含めた資源・漁場利用調整やTAC・TAE制度の適切な運用を推進します。
2. 漁業秩序を維持することにより、資源管理等の取組が一層効果を上げることから、洋上では漁業取締船により、陸上では漁業協同組合と協力して漁場の監視を行い、密漁の防止に努めるとともに、海上保安部や警察などとも連携し、効果的な取締を行います。
3. 鹿島灘はまぐりやアワビ等の資源発生状況、漁業による利用状況等を的確に把握し、資源の持続的な利用方法を積極的に提案するとともに、水産資源の良好な育成環境の維持・保全を図ります。
4. 栽培漁業については、基幹施設である栽培漁業センターの機能維持・強化を図るとともに、効果の発現しているアワビ・ヒラメでは、種苗の安定生産、生産コスト低減、放流方法の改善などにより事業効果の向上を図ります。また、技術開発段階にある種については生産・放流技術の開発を進めるほか、新たな種についても導入の可能性を検討します。
5. 魚介類の産卵や稚魚の育成の場として重要で、アワビ漁場ともなる藻場の造成を行うとともに、人工魚礁の設置により、漁場の拡大を図ります。また、漁業者が行う漁場清掃等の保全活動を支援します。

#### ○数値目標

指 標 名	単 位	これまでの状況					目標値 (H32)
		H22	H23	H24	H25	H26	
ヒラメ種苗生産・放流尾数(100mm)	千尾	820	4	117	417	280	850
資源管理計画策定件数	計画数	0	6	6	6	6	7

## 第4節 水産業協同組合の組織強化

### ○目標

水産業協同組合が、その求められる機能を十分に発揮し、組合員へのサービス提供や地域の振興等にさらに貢献できる組織となるよう、基盤強化や人材育成、事業の効率的な実施体制づくりを推進します。

### ○施策の展開方向

1. 事業を通じた組合員へのサービスに加え、漁村や地域全体の振興等、沿海漁協に求められる役割を十分に果たすことができるよう、系統組織が行う組織再編計画の策定を支援するとともに、それに基づく合併や事業統合、施設の機能分担等の推進により、組合の経営及び組織基盤の強化を図ります。
2. 東日本大震災後、新設・強化された共同利用施設の有効活用により、沿海漁協の収益を向上させるため、水産業団体及び漁業協同組合連合会等と連携して方策を検討し、その実践を支援します。
3. 漁業協同組合連合会等の系統組織と連携し、沿海漁協の経営状況を定期的に確認するとともに、状況に応じた適確な改善指導を行う等により、組合組織の経営安定を図ります。
4. 沿海漁協の職員向け研修会の開催等により、業務上必要な知識・技術の習熟を図るとともに、職員数が少ない組合の事務機能の補完策について検討を進めます。
5. 沿海漁協役員及び組合員に対する講習会・勉強会等の研修機会の拡充により、組合に対する経営管理及び内部統制機能の強化を図るとともに、本県漁業及び組合等が持つ課題の認識と組合運営へのより積極的な参画を促します。
6. 水産加工業協同組合及び内水面漁業協同組合については、専任職員のいない小規模の組合等において、規模の大きな組合との合併や事務委託等について検討を促すとともに、経営上問題のある組合に対しては、事業規模の適正化等の指導により経営改善を図ります。

### ○数値目標

指 標 名	単 位	これまでの状況					目標値 (H32)
		H22	H23	H24	H25	H26	
沿海地区漁協の事業 管理費率 <sup>※1</sup>	%	164	158	104	111	118	100
役職員研修の参加者 数 <sup>※2</sup>	人	68	62	58	67	76	200

※1 漁協の事業総利益（事業外収益除く）に占める事業管理費の割合（沿海地区合計）

※2 沿海及び内水面漁協役職員の研修会等への参加延べ人数

## 第2章 消費者ニーズに応えた高品質な水産物の供給

### 第1節 産地販売力の強化と安全安心な水産物の供給

#### ○目標

市場間連携による機能分担，漁業者と加工業者・流通業者との連携強化や価値ある製品のブランド化により，産地販売力を強化するとともに，放射性物質の検査や産地市場の衛生管理体制の強化などを実施し，安全・安心な水産物を供給します。

#### ○施策の展開方向

1. 市場間連携による機能分担や柔軟な市場運営体制の構築を進めるとともに，漁業者，加工業者，流通業者等の連携強化による水産物需給情報の共有や，新たな需要先の開拓・マッチングを支援することにより，県内漁港への水揚量の増加と産地市場における販売力の強化を図ります。
2. 沿海漁協等による量販店や県内外の消費地市場への直接出荷ルート構築などの取り組みを支援します。
3. 漁獲物の鮮度や漁獲方法等，一定の管理基準の設定による高品質化のほか，水産エコラベル制度や地理的表示保護制度なども活用して価値ある製品のブランド化を推進します。
4. 各沿海漁協販売事業担当役職員等による産地間の交流や先進事例の調査などを支援し，産地における新たな販売事業の展開等を推進します。
5. カツオやサンマなどを漁獲する県外漁船による県内漁港への水揚げを誘致する活動を支援し，県内での水揚量の増加を図ります。
6. 本県水産物への福島第一原子力発電所事故の影響に対し，モニタリングを継続するとともに，消費者や流通業者に分かりやすく情報発信し，安全・安心な本県水産物の供給を図ります。
7. 各産地市場において，水揚げから販売まで一貫した鮮度管理・衛生管理を実現するため，市場関係者が連携して行う衛生管理型マニュアルの策定，それに基づく点検を一体的に推進します。
8. 鹿島灘はまぐり等の貝毒検査については，県と水産業界が一体となり定期的を実施するとともに，食中毒の防止等への対応について衛生部局と連携し，水産物の安全性の確保を図ります。

#### ○数値目標

指 標 名	単 位	これまでの状況					目標値 (H32)
		H22	H23	H24	H25	H26	
産地市場水揚金額 <sup>※1</sup>	百万円	5,377	3,236	3,343	3,973	4,253	5,100
新たな販売活動取組 件数（累計） <sup>※2</sup>	件	11	11	11	11	14	21
衛生管理マニュアルに基 づく点検実施数	市場	0	0	0	0	3	9

※1 県内の産地市場への水揚金額（属地）の合計

※2 漁協による既存の市場流通とは異なる新たなルートでの販売活動の取組件数（定期的な販売実績のある活動）。

## 第2節 地魚の県内供給強化と情報発信

### ○目標

「旬の魚」、「高鮮度」及び「地魚」という付加価値を最大限に活用できるよう、いばらきの地魚取扱店認証制度の推進や県内消費地市場関係者との連携の強化を図り、地魚の県内流通等を拡大させるとともに、消費者や飲食店等が求める本県水産物の情報を積極的に発信します。

### ○施策の展開方向

1. 漁業者自らがイベントやフェア等で行う対面販売や水産物のPR活動など、消費者や、流通業者等の実需者に対して生産者の顔が見える販売活動を支援するとともに、水戸市公設地方卸売市場等との連携を強化し、本県水産物の県内や近県への流通の増加を図ります。
2. マスメディアや流通業者等の実需者に地魚関連情報を積極的に発信し、いばらきの地魚取扱認証店等と連携した地魚の認知度向上や利用拡大を図ります。
3. 「いばらきの地魚取扱店認証制度」を紹介するホームページにおける店舗情報の充実や効果的な認証制度のPRを行うとともに、認証店と産地との交流活動の促進を図り、情報発信を強化します。
4. 小ロットなど実需者のニーズに応じた出荷の改善や地魚流通販売コーディネーター制度の創設などを進め、地魚取扱店や水戸市公設地方卸売市場等への地魚の流通を促進する仕組みを整備します。
5. 消費者に本県産水産物の魅力を理解してもらうため、地魚の美味しさや旬、安全性、機能性に関する科学的知見を充実・発信するほか、漁獲方法や生態、利用・調理法等の情報を量販店等へ提供するとともに、動画・レシピ投稿サイト等の活用を進めます。
6. 食生活改善推進協議会や学校の行事等において、漁業者や漁協女性部などがゲストティーチャーとなって講義を行うことと併せ、地魚を活用した水産加工品を料理教室や学校給食に提供する仕組みづくりを進め、水産業関係者による食育の推進と地魚サポーターとなる消費者の増加を図ります。
7. 「いばらきの地魚取扱店認証委員会事務局」等にコンシェルジュ（窓口）を設置し、宿泊施設や飲食店、小売店等が求める県産水産物に関する様々な情報の提供、産地や流通関係者の紹介などを行い、県産水産物に関する人的ネットワークの構築を推進します。

### ○数値目標

指 標 名	単 位	これまでの状況					目標値 (H32)
		H22	H23	H24	H25	H26	
水戸市公設地方卸売市場における本県産鮮魚のシェア <sup>*1</sup>	%	10.2	11.5	12.3	12.9	13.5	16.0
いばらきの地魚取扱店認証店舗数	店	143	152	149	185	84 <sup>*2</sup>	115

※1 水戸市公設地方卸売市場における鮮魚取扱金額のうち、県内出荷地から入荷した鮮魚の取扱金額の割合

※2 登録料の有料化に伴い減少

### 第3節 水産物の生産・流通拠点となる漁港等の機能強化

#### ○目標

水産物の生産・流通拠点となる漁港や国土を守る海岸保全施設の長寿命化，耐震化，津波高潮対策を実施し，漁港の機能維持を図るとともに，県民の生命・財産を守ります。また，水揚げ機能強化や衛生管理の高度化を進めるための施設や機器整備を支援します。

#### ○施策の展開方向

1. 老朽化した漁港・海岸施設の機能診断を行い，必要に応じて補修や改良を行うことにより，施設の長寿命化と機能保全を図ります。
2. 主要な漁港施設の耐力を調査のうえ施設の構造強化対策を検討し，地震・津波による被害軽減を目指した漁港づくりを進めるとともに，海岸保全施設の津波・高潮対策を実施し，県民の生命・財産を守ります。
3. 整備計画に基づき防波堤等の施設の整備を進めるとともに，漁港内の埋立背後用地についても，漁業協同組合等による共同利用施設や水産加工施設等の立地を促進するためのインフラ整備を進めます。
4. 漁業就業者の減少等による漁港の利用実態の変化に対応し，船揚場の改良や漁業協同組合直売所の立地など漁港施設や用地の利活用方法を見直し，漁業の発展や地域の活性化を図ります。
5. 水揚げ機能の強化を図るため，給油施設や漁具倉庫などの共同利用施設のほか，衛生管理の高度化に対応した施設，機器等の整備を支援します。

#### ○数値目標

指 標 名	単位	これまでの状況					目標値 (H32)
		H22	H23	H24	H25	H26	
漁港・海岸施設の長寿命化対策の計画策定件数（累計）	件	2	2	2	2	2	15

# 第3章 交流・連携による漁業地域の活性化

## 第1節 漁業地域のにぎわい創出

### ○目標

漁業者と水産加工業者、商工業者との連携により水産物を活用した新たな料理メニューや土産品、観光資源の開発を進めるなど異業種との交流の促進により、水産物の利用拡大と関連産業も含めた漁業地域の活性化を目指します。

漁業と調和した遊漁の振興や漁業体験等を支援し、地域の振興と沿岸漁業者の所得機会としての活用を推進します。

### ○施策の展開方向

1. 漁業者と水産加工業者や商工業者等関連業者との連携を積極的にコーディネートするなどして、地元水産物や未利用魚を活用した特色ある料理メニューや土産品などの開発を支援するとともに、関連業者の「いばらきの地魚取扱店」への加入を推進することにより、県民や観光客が地魚を食べる・買える機会の増加を図り、地魚の消費拡大を促進します。
2. 観光関係者と連携し、水産物やマリンレジャーに関する情報を発信するとともに、本県沿海部への観光ツアーの魅力を高めるために、旅行業者の企画内容に漁業や水産加工業を活用することを提案し、漁業地域への誘客を図ります。
3. 本県の水産業や漁村地域に関する理解を深め、将来の職業選択など自身の第一次産業等への関わりの契機となるよう、県内外の若年層に対して、海洋や水産業等の大切さについての啓発を進めるほか、関連分野の研究を希望する大学生などの水産試験場での受け入れや、一般市民等への漁業・漁村体験などの機会を提供します。
4. シラス生食用凍結品の製造・販売などの漁業者による地魚の付加価値向上の取り組みや漁業協同組合による食堂経営・朝市の開催等の新たな販売活動などによる、6次産業化の取り組みを支援します。
5. 消費者や実需者を対象とした産地交流会（産地市場見学、乗船体験）や釣り大会の開催などを支援し、産地と消費者の交流を促進します。
6. 水揚状況や漁港におけるイベント等の水産関連情報を提供し、マスメディア等の取材誘致を図るほか、様々な媒体を活用したPRを実施し、本県水産業の露出度を高めて、地域への誘客を促進します。
7. 東日本大震災・福島第一原発事故の影響により、集客に影響が出ている遊漁船業者が行う集客活動や、遊覧乗船など新たな営業活動に対し支援を行うとともに、近年、県内各浜で開催されている遊漁船業者による釣り大会について、地域振興策としての活用が図れるよう、地元市町村・観光部局等関係者間の連携を支援し、浜の賑わいを創出します。
8. 遊漁船に乗船する釣り客が安心して楽しめる、また、本県海域における遊漁船の地元ルールが守られるように、県境を跨ぐ両県関係者による話し合いの場を設け、円満な遊漁が行われるように努めます。
9. 釣りや潮干狩りに訪れる人が安全に楽しめるように、漁協、市町村等関係者による協議の場を設け、遊漁ルールの普及啓発や漁港内での釣り可能エリアのゾーニングを図ります。

### ○数値目標

指標名	単位	これまでの状況					目標値 (H32)
		H22	H23	H24	H25	H26	
シラス生食用凍結品製造パック数 <sup>*1</sup>	パック	50,000	0	30,000	15,000	15,700	100,000
漁協食堂の利用者数	千人	57	99	132	144	174	230
市町村が後援する釣り大会数 <sup>*2</sup>	大会数	1	1	1	1	1	3

※1 100g/1パック換算、県内取り組み産地合計

※2 海面の漁協等が地元市町村の共催又は後援を受けて県に後援依頼を行った大会数

## 第2節 水産加工業の振興

### ○目標

全国有数の水産加工品の産地として、優れた加工技術を活かした個性豊かな水産加工品の開発支援やPRにより、地域ブランドとしてのイメージアップを図るとともに、水産加工品の輸出拡大を進め、水産加工業の振興を図ります。

### ○施策の展開方向

1. 近海の前魚購入等の運転資金の融通など、加工原料の安定確保を支援するとともに、水産加工業者による風評払拭イベント等への参加や販路回復の活動を支援し、水産加工業の振興を図ります。
2. 県産原魚や輸・移入原魚等、原魚調達先の特性を捉えた個性豊かな水産加工品の開発を支援するとともに、食育や魚食普及を推進し、水産加工品の消費拡大を図ります。
3. 水揚げされる魚介類について、定期的に脂肪含有量などの成分を分析するなど、原魚特性情報を充実させるとともに、水産加工業者への情報提供を強化します。また、水産試験場の加工実験棟にある加工設備の利用提供を行うとともに、他の県研究機関における加工機器の利用の便宜や技術の紹介を通じて、試作品開発等を支援します。
4. 保存性が高く安定供給しやすい等、水産加工品の特性を活かし、農産物直売所や朝市等における販売やインターネット販売など、水産加工業者の多様な販路の開拓を支援します。
5. 「水産加工優良産品認定制度」や「いばらきの地魚取扱店認証制度」を推進するとともに、県内各地の代表的な水産加工品のほか、茨城県水産製品品評会の受賞商品や各制度で認証を受けた商品のPRを推進し、水産加工業者の県内外における販売促進活動を支援します。
6. 外国人技能実習生について、水産加工業団体や市町村等と連携を図りながら、その適正な運用を図ります。
7. 輸出に関する情報提供や個別指導、新たな輸出品目の発掘等に取り組むとともに、ジェトロ茨城と連携し、外国人バイヤーを招聘した商談会やセミナーの開催を支援し、本県水産物の輸出拡大を図ります。
8. 輸出における加工施設の衛生管理基準の要件となるHACCP認証や欧米の水産バイヤーへの訴求力が強い水産エコラベルの取得を促進します。

### ○数値目標

指 標 名	単 位	これまでの状況					目標値 (H32)
		H22	H23	H24	H25	H26	
食用水産加工品生産量 <sup>※1</sup>	トン	69,844	56,656	58,985	60,707	65,325	73,000
水産加工優良産品推奨品認定数 <sup>※2</sup>	点	171	203	184	183	179	220
本県水産物輸出货量 (輸出金額)	トン (億円)	12,871	4,370	20,326	24,937 (25)	24,877 (31)	50,000 (50)

※1 水産加工品生産量のうち、生鮮冷凍水産物を除いた食用加工品の生産量

※2 茨城県水産物開発普及協会が実施する優良な水産加工品認定制度における認定件数



## 第4章 霞ヶ浦北浦・内水面の水産業の振興

### 第1節 霞ヶ浦北浦の水産業の振興

#### ○目標

ワカサギ等資源の有効活用を促進し、安定した漁業経営のモデルを構築するとともに、新たな販路の開拓により需要の拡大と魚価の安定を図り、漁業・水産加工業を振興します。

また、養殖業の経営安定化を図るため、組織体制を強化し、産地ブランドの確立や地産地消を促進するとともに、養殖技術の開発等に取り組みます。

#### ○施策の展開方向

1. ワカサギ等主要魚介類について、資源の有効活用と保護を両立する資源管理型漁業を推進するため、漁業協同組合及び水産加工業協同組合と連携した資源モニタリング及び資源管理組織の体制強化を図り、取り組みの高度化を進めます。
2. 漁業調整規則などの漁業制度の見直しにより、年間を通じて安定した漁業収入が得られる経営モデルを構築するとともに、実需者のニーズに応じた資源の利用を促進します。
3. 新規就業しやすい環境づくりのため、廃業者の所有船・漁具の転売の仲介や、熟練の漁業者による漁労講習会などの取組を支援するとともに、農業団体との連携により、農業を兼業する漁家の担い手づくりについて検討を進めます。
4. 養殖業者の組織体制を強化し、産地ブランドの確立や地産地消、協業化に向けた取組を促進するとともに、効率的なコイの養殖技術開発や、飼料効率等が高く、低コストなゲンゴロウブナの全雌種苗生産技術の開発研究に取り組みます。
5. 漁獲物の鮮度、品質管理向上への取組及び地理的表示保護制度の活用を推進します。また、多様な消費者及び市場ニーズに応える凍結品など製品づくりを進め、産地ブランドの確立、新たな販路開拓や消費拡大に取り組みます。
6. 霞ヶ浦北浦の水産物への福島第一原子力発電所事故の影響に対し、徹底した検査を継続して実施するとともに、消費者や流通業者に分かりやすく情報発信し、安全・安心な水産物の供給を図ります。
7. ワカサギを活用した他河川・湖沼の増殖に寄与する技術や、湖産魚介類の活魚出荷に必要となる技術の開発を推進します。また、県、市町村、観光商工関係者との連携を強化し、ワカサギ等を活用した釣り大会の開催などによる新たな観光資源の開発に努めます。
8. 霞ヶ浦北浦地区を一体的な産地としてとらえ、全国的な認知度向上のために、イベント等への積極的な参加や、実需者との商談機会の拡大、効果的なPR活動を支援します。
9. 量販店や沿海加工業者への出荷に対応できるよう、漁業協同組合及び水産加工業協同組合が連携し、漁獲物安定供給の取組を支援するとともに、霞ヶ浦北浦地区に適応した需給システムについて検討を進めます。
10. 漁業協同組合及び水産加工業協同組合が資源管理や販売戦略などを総合的に管理運営できる組織となるよう漁協合併や組合運営の強化活動を支援します。また、将来の漁業・水産加工業を担う人材育成の活動を促進します。

#### ○数値目標

指標名	単位	これまでの状況					目標値 (H32)
		H22	H23	H24	H25	H26	
漁業・養殖業生産量	トン	3,453	3,076	1,886	1,858	2,131	4,000
合併後漁協数	組合	4	4	4	4	4	2
新規就業者数	人	35	9	14	11	12	17

## 第2節 霞ヶ浦北浦の漁場環境保全

### ○目標

水産資源の維持増大を図るため、資源管理や外来魚の駆除等に取り組むとともに、水生植物帯の造成や保全活動に対する支援を行い、水産動物のすみよい湖づくりを目指します。

### ○施策の展開方向

1. 水産動物の優良な産卵場や保護育成場としての機能や、水質浄化機能を持つ水生植物帯等の造成を進めるとともに、老朽化した施設の機能維持対策を行います。また、漁業関係者主体の水生植物帯の保護・保全など湖や水産業が持つ多面的機能を発揮する活動を支援します。
2. 在来種への食害や漁業被害等が問題とされるアメリカナマズ等の外来魚の駆除及び密放流防止のための啓発に取り組み、有用水産資源の保護、漁業被害等の低減を図ります。
3. 有用資源の持続的かつ安定的な漁獲や未利用魚の処分・外来魚の駆除による湖内の窒素、りん除去を進め、富栄養化防止等の環境維持・改善を推進します。
4. ヤマトシジミの生産・回収による水質浄化の有効性を検討するための試験研究を進めるとともに、全国的に激減している希少価値のあるニホンウナギについて、生態系保全の観点から団体等が行う資源存続の取組に対する支援を行います。
5. 霞ヶ浦環境科学センターや霞ヶ浦河川事務所など、霞ヶ浦関係機関との連携を強化し、将来にわたる水産資源の良好な生息環境の維持・保全を推進します。

### ○数値目標

指 標 名	単 位	これまでの状況					目標値 (H32)
		H22	H23	H24	H25	H26	
水生植物帯造成面積 (累計)	m <sup>2</sup>	56,872	60,856	65,519	68,526	71,603	87,600
水生植物帯の保護・ 保全活動面積(累計)	m <sup>2</sup>	67,300	64,100	67,200	82,300	88,500	98,000
漁獲による湖内から の窒素・りん回収量*	t/年	55.4 11.1	59.9 10.9	16.4 2.8	27.7 4.9	21.7 3.8	63.0 12.0

※数字上段は窒素，下段はりん

### 第3節 内水面の水産資源の有効活用

#### ○目標

種苗放流や産卵場造成等の取組を支援することにより、河川などの有する水産資源の再生産機能や水産業の多面的機能を活用して、内水面漁業や遊漁を振興します。

#### ○施策の展開方向

1. 遊漁における重要魚種であるアユについては、栽培漁業センターで生産した霞ヶ浦等の天然アユ由来の質の高い種苗を供給するとともに、産卵期の親魚保護対策や産卵場造成の技術改良・普及等により、資源の維持増大を図ります。
2. 近年遊漁の対象として注目を集めているサクラマスについては、従来から人気のあるアユと併せて情報の発信を行うとともに、種苗放流を支援し、県北部の遊漁を振興します。
3. 全国有数の生産量を誇るヤマトシジミについては、資源の維持と漁獲のバランスを考えた操業方法の助言、種苗生産・放流の取組や生息環境整備に対する技術指導により、安定的な漁獲が図れるよう支援するとともに、地理的表示保護制度等の活用を推進し、ブランド化を推進します。
4. 内水面漁業権漁場の適切な管理と水産資源の維持のため、漁業協同組合に対し適正な放流指導のほか、フナやモツゴ等の産卵場造成など放流に代わる効果的な増殖方法の技術開発・普及を図ります。
5. 漁業協同組合による増殖事業により、河川への安定した遡上が見られるサケについては、一般参加が可能なサケ釣り調査やその他有効利用の取組を支援するとともに、将来的なサケ採捕に係る制度のあり方について検討します。
6. 国際的に資源管理が求められているニホンウナギについては、持続的に資源の利用が行えるように関係者と対策等について協議を進めます。
7. 河川などの有する水産資源の再生産機能や水産業の多面的機能を発揮する活動や、その重要性を広く一般に啓発・普及するために行われる水産教室等を支援します。
8. 特定外来生物であり、在来魚種への食害が問題となっているコクチバス等については漁協が行う駆除対策を支援するとともに、他県において導入されているキャッチアンドリリース禁止等の措置を検討します。
9. カワウ被害対策については、国の指針に対応し、県内の状況把握や被害対策の計画づくりなどを進めるとともに、漁業協同組合が行う対策の実施を支援します。

#### ○数値目標

指 標 名	単 位	これまでの状況					目標値 (H32)
		H22	H23	H24	H25	H26	
産卵場造成等放流に替わる増殖に取り組む漁協数	漁協	1	1	1	1	3	5
遊漁承認証等の購入者数*	人	12,521	9,125	8,487	9,051	8,702	13,000

※サケ釣り調査等の参加者数も含む

## 第4編 計画の着実な実現に向けて

この計画は、平成32年の本県水産業や漁業地域が目指す姿を展望し、その達成に向けた基本的な施策の展開方向を示すものです。その実現状況の指標として、具体的な数値目標を設定しています。

高品質な水産物を供給する力強い茨城水産業の確立に向け、各種の施策を進めるにあたり、本計画を共通の指針として漁業者、水産加工業者、漁業協同組合等の水産業団体、市町村及び県等がそれぞれ相互に連携しつつ、また県民や他産業の関係者と協力・協働のもと、この計画の趣旨に沿った取り組みを積極的に進める必要があります。

### 1 漁業者及び関係者の役割

力強い茨城水産業の確立に向けた主人公として、良好な環境にある漁場からの恵みである水産資源を適切に管理しながら活用し、消費者ニーズの把握に努め、高品質な水産物を安定的に提供すること、創意と工夫による経営の改善や新たな担い手の確保育成に取り組むこと、産地と消費者の交流や連携などにより漁業地域のにぎわいを創出し、地域の活性化に取り組んでいくことが期待されています。

### 2 水産業協同組合の役割

水産業を取り巻く現状が厳しい中、系統組織が一致団結し、漁業者等の指導や支援のほか、水産物の安定供給や水産物を活用した地域振興を実践していく推進母体となることが期待されています。

### 3 市町村の役割

県や水産業団体と連携しつつ、地域の実情に即したきめ細かな振興策を実施するとともに、地域の商工観光業者や住民等と連携し、水産物や水産多面的機能を活用した魅力的な地域づくりを進める役割が期待されています。

### 4 県の役割

県民の理解のもと、水産業関係者、国、市町村、さらには地域の商工観光業等とも協力して、この計画に記載された施策を着実に推進します。また、目標の達成状況や取り組む施策の実施状況については、随時進行管理し、社会・経済情勢を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うなど、柔軟な対応を行います。

### 5 県民(消費者)の役割

水産業の良き理解者として、さらなる信頼関係を築くとともに、海・湖・川からの恵みの享受者として、自らが水域環境を守り、食・癒し・遊び・スポーツなど「水辺の文化」の継承・発展に携わる実践者となることが期待されています。

## 〈 参 考 资 料 〉

## 計画策定の経過

時 期	会 議 名	内 容
平成26年 6～8月	水産業振興計画進捗評価 ワーキング・グループ	・ 現行の水産業振興計画(H23～27)の進捗評価
平成27年 2月3日	水産業振興計画策定ワー キング・グループ長会議 (第1回)	・ 新たな水産業振興計画策定スケジュールについて ・ 本県水産業を取り巻く現状・課題の分析について
3月5日	水産業振興計画策定ワー キング・グループ長会議 (第2回)	・ これまでの関係団体との意見交換結果について ・ 施策課題の協議について
4月24日	水産業振興計画策定検討 委員会(第1回)	・ 新たな水産業振興計画の策定について ・ 茨城の水産業を取り巻く現状と課題について
6月3日	水産業振興計画策定ワー キング・グループ長会議 (第3回)	・ 新たな水産業振興計画に掲載する施策の協議に ついて
8月6日	水産業振興計画策定検討 委員会(第2回)	・ 新たな水産業振興計画の中間とりまとめ(案) について
8月27日	水産関係場所長等・水産 業振興計画策定ワーキン グ・グループ長合同会議	・ 新たな水産業振興計画に掲載する施策の協議に ついて
平成28年 1月25日	水産業振興計画策定検討 委員会(第3回)	・ 新たな水産業振興計画中間とりまとめに対する 関係団体との意見交換結果等について ・ 新たな水産業振興計画(案)について

### <水産業関係者・団体との意見交換>

上記の表のほか、平成26年12月から平成28年1月までの間、水産業関係者・団体と延べ38回に及び意見交換を実施した。

茨城県水産業振興計画策定検討委員会 委員名簿

(敬称略)

区分	所属・職名	氏名
学識経験者	東京海洋大学 准教授	(委員長) 工藤 貴史
流通・販売関係	茨城県消費地魚市場協議会 会長	大谷 勉
	株式会社カスミ 鮮魚部マネジャー	折本 文孝
	(公社)全日本司厨士協会 茨城県本部 副会長	二木 真人
消費者関係	茨城県食生活改善推進員協議会 会長	小嶋 三枝子
観光関係	日本旅行業協会関東支部茨城県地区委員会 委員長	関 洋一
水産関係団体	茨城沿海地区漁業協同組合連合会 代表理事会長	小野 勲
	茨城県信用漁業協同組合連合会 代表理事会長	大内 清一
	茨城県水産加工業協同組合連合会 代表理事会長	樫村 喜之
	霞ヶ浦漁業協同組合 代表理事組合長	薄井 征記
	きたうら広域漁業協同組合 代表理事組合長	海老澤 武美
	茨城県内水面漁業協同組合連合会 代表理事会長	鈴木 清次
	茨城県漁協女性部連絡協議会 会長	伊藤 善子 根本 経子

注) ・各委員の所属・職名については、平成27年度委員会開催当時のもの。  
 ・茨城県漁協女性部連絡協議会については、平成27年7月10日で会長が交代になった。

# 茨城県水産業振興計画【2016～2020】の概要

## 1. 計画策定の趣旨

県の新たな総合計画の目指す方向及び国の「水産基本計画」や「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき展開される今後の施策を踏まえ、県民の理解と参画のもと、力強い茨城漁業の確立、高品質な水産物の供給及び交流・連携による漁業地域の活性化などを進めるために、本県水産業行政における今後の基本方向や取り組むべき施策を内容とする新たな水産業振興計画を策定した。

## 2. 現状と課題

### 漁業

- 魚価の低迷等により、沿岸漁業の所得はピーク時から半分以下に減少しており、所得確保による経営安定が課題。
- 漁協組合員数は10年で約2割減少、漁協の事業利益も赤字が継続し、組織基盤の強化が必要。

### 食

- 首都圏における県産主要水産物の認知度は、アンコウを除き、1～2割程度となっており、県産魚のPRが必要。
- 消費者の魚離れが進んでおり、消費者への積極的な情報発信による魚食普及が必要。

### 地域

- 水揚量の減少や水産加工業の販路縮小等が課題、漁業や関連産業も含めた地域活性化が必要。
- 本県の水産加工業は煮ダコや塩干品など全国有数の生産量を誇るが、産地イメージの向上が課題。

## 3. 施策の展開方向

<基本理念>

### 高品質な水産物を供給する力強い茨城水産業の確立

#### 力強い茨城漁業の確立

- 漁業経営の安定**
    - ・水揚げの変動に左右されにくい漁業経営の構築
    - ・無駄のない操業や魚の価値向上で漁業者の手取り確保
  - 担い手の確保・育成**
    - ・地域が一体となって就業者を受け入れる仕組みづくり
    - ・先進的な活動を行う漁業者グループ等の支援
  - 水産資源の持続的利用と漁場の整備**
    - ・つくり育て管理する漁業の推進と資源の有効利用
    - ・資源の増大に役立つ魚礁の設置や藻場の整備
  - 水産業協同組合の組織強化**
    - ・漁協の合併や事業統合による組織の強化
    - ・組織を支える人材育成や経営管理の強化
- ・効率的な漁業のための魚群の調査・予測  
・資源を増やし管理しながら利用するための研究

#### 消費者ニーズに応えた高品質な水産物の供給

- 産地販売力の強化と安全安心な水産物の供給**
    - ・新たな販売ルートの構築など産地販売力強化
    - ・第三者認証制度の活用や高品質化によるブランド化の推進
    - ・漁港衛生管理の強化等による安全安心な水産物の提供
  - 地魚の県内供給強化と情報発信**
    - ・県内流通の増加促進と情報発信の強化
    - ・地魚を活用した食育の推進
  - 水産物の生産・流通拠点となる漁港等の機能強化**
    - ・漁港等の長寿命化を推進
    - ・共同利用施設や高度衛生管理機器の整備支援
- ・衛生管理の指導と安全安心のための水産物の検査

#### 交流・連携による漁業地域の活性化

- 漁業地域のにぎわい創出**
    - ・魅力ある漁業地域の食づくり支援
    - ・旅行・観光業者と連携した集客の向上
    - ・体験漁業や産地交流会の開催、遊漁船業者への支援
  - 水産加工業の振興**
    - ・個性豊かな水産加工品の開発支援
    - ・水産物輸出の推進
    - ・優良産品認定制度などによる産地のPRやHACCP導入支援
- ・水産物の価値を高める技術や利用方法の開発

調査・研究の推進

#### 霞ヶ浦北浦・内水面の水産業の振興

- 霞ヶ浦北浦の水産業の振興**
  - ・ワカサギ等における資源管理型漁業の高度化や高品質化を推進
  - ・コイ等の産地ブランド確立による養殖経営の安定

- ・ワカサギ等重要魚種の資源生態研究や資源モニタリングの充実
- ・効果的な資源増殖手法の開発や魚類防疫対策の充実

調査・研究の推進

- 霞ヶ浦北浦の漁場環境保全**
  - ・水生植物帯の造成と保全活動への支援
  - ・外来魚の駆除等を通じた窒素、りんご除去による富栄養化の防止

- 内水面の水産資源の有効活用**
  - ・シジミ、アユ、サケ等の主要資源の活用推進
  - ・稚魚の放流等による河川環境保全意識の醸成